

（需要家スイッチング支援システムを利用する業務に関する事項）

（スイッチング支援システム）

第X1条 スwitching支援システムの対象業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧のFIT電源を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務（以下「スイッチング支援対象業務」という。）とする。但し、第3号の使用量情報照会については、特別高圧需要者に関するものも含む。

- 一 供給地点特定番号検索
- 二 供給地点設備情報照会（高圧需要者は除く。）
- 三 使用量情報照会（低圧のFIT電源は除く。）
- 四 託送異動業務（高圧需要者の再点は除く。）
- 五 スwitching廃止取次
- 六 業務処理状況照会
- 七 小売電気事業者情報照会

（システム利用規約の遵守等）

第X2条 スwitching支援システムを利用する小売電気事業者（特定送配電事業者を含む【P】。以下、本章において同じ。）及び一般送配電事業者はシステム利用規約を遵守しなければならない。

2 システム利用規約には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 スwitching支援システムに関する基本事項
- 二 スwitching支援対象業務の詳細
- 三 スwitching支援システムの利用申請方法
- 四 連絡体制に関する事項
- 五 個人情報の取扱いに関する事項
- 六 システムセキュリティに関する事項
- 七 API接続テストに関する事項

（供給地点特定番号検索）

第X3条 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、スイッチング支援システムを通じ、供給地点特定番号の検索を行うことができる。

（設備情報照会）

第X4条 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合は、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通

じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧のFIT電源に関して照会できる情報は住所情報のみとする。

(使用量情報照会)

第X5条 小売電気事業者は、小売電気事業に係る業務を行う上で必要がある場合には、需要者の委託を受けた場合に限り、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し、使用量情報の照会を行うことができる。

2 小売電気事業者は、使用量情報照会の委託を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委託を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会にあたって、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付する。

3 一般送配電事業者は、公的証明書等に基づき、小売電気事業者が需要者の委託を受けたことを確認できた場合には、照会を受けた需要者の使用量情報を提供する。

(託送異動業務)

第X6条 託送異動業務の具体的内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 託送供給契約の切替え
- 二 再点及び廃止
- 三 アンペア変更
- 四 需要者及び発電者の情報の変更

(託送供給契約の切替え)

第X7条 小売電気事業者は、需要者が他の小売電気事業者（以下「現小売電気事業者」という。）から電気の小売供給を受けている場合において、需要者との間で新たに電気の小売供給を行う旨の契約（以下「小売供給契約」という。）を締結したときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配電事業者に対し、速やかに託送供給契約の切替えの申込み（以下「スイッチング開始申込み」という。）を行う（以下、スイッチング開始申込みを行う小売電気事業者を「新小売電気事業者」という。）。

2 現小売電気事業者は、需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合において、当該需要者との間で小売供給契約を解約する旨を合意したときは、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した翌営業日中までに、託送供給契約の切替えに応じる旨の申込み（以下「スイッチング廃止申込み」という。）を行う。

3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング

開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日（以下「マッチング日」という。）以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日（以下「スイッチング希望日」という。）において、託送供給契約の切替えを行う。

- 4 小売電気事業者は、マッチング日から、次の各号に掲げる期間の経過する日以前の日をスイッチング希望日とする場合、スイッチング支援システムを利用することはできない。
 - 一 スマートメータの取替えが未了の場合 マッチング日から8営業日及び2暦日
 - 二 スマートメータに取替えが完了している場合 マッチング日から1営業日及び2暦日

（再点の申込み）

第X8条 小売電気事業者は、需要者との間で、小売供給契約を締結した場合において、供給地点において現に小売供給が行われていないときは、スイッチング支援システムを通じて、一般送配事業者に対し、速やかに小売供給を開始する日（以下「再点日」という。）から託送供給を行うよう申込み（以下「再点申込み」という。）を行う。

- 2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者の電気の使用開始日を再点日とする。但し、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超える場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。

3 前項但書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。

（廃止申込み）

第X9条 小売電気事業者は、需要者との間の小売供給契約を解約する旨を合意した場合（需要者が新小売電気事業者と小売供給契約を締結した場合を除く。）には、スイッチング支援システムを通じて、当該合意が成立した翌営業日中までに、小売供給を停止する日（以下「廃止日」という。）から託送供給を停止するよう申込み（以下「廃止申込み」という。）を行う。

（アンペア変更）

第X10条 小売電気事業者は、一般送配電事業者と契約電流を定め託送供給契約を締結した供給地点において、需要者から需要の増加又は減少に伴いアンペア変更の申出を受けた場合は、スイッチング支援システムを通じて、一

一般送配電事業者に対し、速やかに需要者から変更の申出があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。

2 一般送配電事業者は、前項の通知を受けた場合には、アンペア変更を実施する。この場合、一般送配電事業者は、その結果を設備情報に反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。

(需要者情報変更)

第X11条 小売電気事業者は、需要者の情報に変更が生じた場合は、一般送配電事業者に対し、スイッチング支援システムを通じ、速やかに需要者の情報に変更があった旨及び変更後の情報を通知しなければならない。

2 一般送配電事業者は、小売電気事業者から受けた需要者の情報の変更を反映し、スイッチング支援システムを通じて、小売電気事業者が確認できる状態にする。

(同一供給地点におけるアンマッチの解消)

第X12条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合（以下「アンマッチ」という。）は、小売電気事業者と協議の上、アンマッチの解消に努める。

- 一 スイッチング開始申込み又はスイッチング廃止申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に他方の申込みがなされない場合
- 二 再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合
- 三 再点日と廃止日が同一かつ再点希望時間が先行している場合
- 四 その他申込内容の不整合により、正常に申込処理が行われないおそれのある場合

2 小売電気事業者は、アンマッチが生じたことを認識した場合は、一般送配電事業者と協議に応じ、アンマッチの解消に協力する。

(スイッチング廃止取次)

第X13条 新小売電気事業者は、需要者の委託を受けたときには、スイッチング支援システムを通じて、現小売電気事業者に対して、当該需要者と現小売電気事業者との間の小売供給契約（以下「現小売供給契約」という。）の解約の取次（以下「スイッチング廃止取次」という。）を行うことができる。

2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次にあたって、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる情報を提供する。

- 一 現小売供給契約にかかる契約番号
 - 二 現小売供給契約にかかる契約名義
 - 三 需要者の住所
- 3 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた前項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。
- 4 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次を拒否する旨を回答した場合は、新小売電気事業者からの申出に応じ、その拒否理由について説明しなければならない。
- 5 現小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に際し、取得した情報は、廃止取次の申込日から、少なくとも3カ月間、次の各号に掲げる申込方法に応じ、次の各号に定める方法により適切に保管する。
- 一 書面による申込み 申込書類を紙又は電子データ
 - 二 電話による申込み 音声データ及び受付票を紙又は電子データ
 - 三 インターネットによる申込み Web申込フォーム等のシステム入力データ

(スイッチング廃止取次の委託を受けるときの説明義務)

第X14条 新小売電気事業者は、需要者からスイッチング廃止取次の委託を受けようとする場合には、需要者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- 一 新小売電気事業者が需要者の委託を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと
- 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること
- 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること

四 需要者の都合によりスイッチングを取り止めることとなった場合、需要者はスイッチング希望日より前に、新小売電気事業者に対しその旨を申し出る必要があること。

(業務処理状況の照会)

第X15条 小売電気事業者は、当該小売電気事業者がスイッチング支援ス

テムを通じて行った託送異動業務等について、同システムを通じて、その処理状況を照会することができる。

(小売電気事業者の情報の照会)

第X16条 小売電気事業者は、本機関に登録されている小売電気事業者の事業者コード、小売電気事業者名、連絡先等を照会することができる。

(スイッチング支援システムの利用)

第X17条 小売電気事業者は、スイッチング支援システムが利用可能な場合においては、同システムを利用して、スイッチング支援対象業務を行う。

2 一般送配電事業者は、前項に掲げる場合において、小売電気事業者がスイッチング支援システムを利用しないときは、スイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要しない。

(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)

第X18条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、本章の規定は、「供給地点特定電気事業者番号」を「受電地点特定番号」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。ただし、第X8条の第2項及び第3項並びに第X10条は適用しない。

(適用範囲)

第X19条 本章の規定は、小売電気事業者及び一般送配電事業者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。

別表X-1 スイッチング支援対象業務 (参考)

対象業務	低圧需要	高圧需要 (500kW未満)	低圧FIT電源
供給地点特定番号検索	○	○	○
供給地点設備情報照会	○	×	○※1
使用量情報照会	○	○※2	×
託送異動業務	○	○※3	○
スイッチング廃止取次	○	○	○
業務処理状況照会	○	○	○
小売電気事業者情報照会	○	○	○

※1 低圧FIT電源は、住所情報のみ照会可能

- ※2 使用量情報照会は高圧（500kW以上）特別高圧を含む
- ※3 高圧（500kW未満）の再点は含まない